

古田史学の会・東海

東海の古代

第140号 平成24(2012)年4月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「東海の古代」138号(平成23(2012)年2月)に掲載した続編です。

東西五月行南北三月行について その2

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

私は、「東海の古代」138号(2012年2月)の「東西五月行南北三月行について」で、次の下線部の「東西」や「南北」は私達が常識と考えてきた「東西の長さが五月行、南北の長さが三月行」とする横長の区域を表しているのではないことを示しました。正しくは、東辺、西辺の境界の長さが五月行であり、南辺、北辺の境界の長さが三月行を表しています。

言い換えれば、縦の長さが五月行で、横の長さが三月行の縦長の区域です。

**倭國在百濟新羅東南 水陸三千里 於大海之中
依山島 而居魏時譯通中國三十餘國 皆自稱王
夷人不知里數但計以日 其國境東西五月行南北
三月行各至於海**

(『隋書』倭国伝。下線は筆者による。以下同じ。)

2 私の主張

これまで私が主張した内容について、再度簡

潔に要点を述べます。

『三國志』魏志韓伝の

「韓在帶方之南、東西以海爲限」

は「東の境界や西の境界は海を以て限りと為す」という意味です。また、『三國志』魏志倭人伝にある

「乗船南北市糶」

「耕田猶不足食亦南北市糶」

などは「南にも北にも市糶す」の意味であって「東西」「南北」は「東から西までの間」や「南から北までの間」の距離を意味しません。これらの中国の史書の事例に習うと、『隋書』倭国伝の

「其國境東西五月行南北三月行各至於海」

は、「倭の国境は、東辺、西辺の境界の長さは五月行で、南辺、北辺の境界の長さは三月行であって、東西南北各々が海に至る」という意味であり、海に囲まれた縦長の陸地を示します。

また、『隋書』百濟伝の

「其南海行三月有耽牟羅國」

の記述から、「三月行」は百濟から濟州島までの長さであり、それは九州の南辺や北辺の距離にほぼ合致します。

つまり、『隋書』倭国伝の国境記事は、倭の国境は東辺、西辺が五月行で、南辺、北辺が三月行の縦長の区域を表現しており、それは縦長の九州本島の大きさとよく合っています。

さらに「其國境東西五月行南北三月行」の記述に続いて「各至於海」とあるので、東西南北

が海に囲まれた一塊の陸地を表しており、まさに九州本島であるとしたのです。

このことに関して、『隋書』の後に編纂された『旧唐書』倭国伝では

「四面小島五十餘國皆附屬焉」

とあり、その後、倭国が九州本島のみならず、その周りの四面の小島までを附屬し領土が拡大したと記述されています。すなわち、この『旧唐書』倭国伝の記述は、『隋書』倭国伝の国境記事が九州本島であったことを裏付けるものです。以上が私の主張の概略です。

3 舩牟羅国の「東西」「南北」

其南海行三月有舩牟羅國 南北千餘里東西數百里

(『隋書』百濟伝)

その南の海行三月に舩牟羅国があり、南辺北辺（の境界の長さ）千余里、東辺西辺（の境界の長さ）數百里あり。

先の拙稿では、『隋書』百濟伝のこの記述においても、「東西」「南北」の語句は「東辺、西辺」「南辺、北辺」の意であることが追認できると示したところです。この記述にある舩牟羅国は濟州島と考えられます。濟州島は横長の島ですが、この記述について一般的には南北の長さが千余里で、東西の長さが數百里の縦長の形と解釈されます。これに対して、中国史書の表記方法に従うと、南辺、北辺の境界の長さが千余里で東辺、西辺のそれが數百里です。そして、この記述は、魏・西晋朝短里で計算すると、図1のとおり、濟州島の横長の地形の大きさによく合っていると示しました。

<図1>



この『隋書』百濟伝の記述と全く同じ記述が『北史』百濟伝にもあり、中国の認識にブレは

ありません。

其南海行三月有舩牟羅國 南北千餘里東西數百里

舩牟羅国に関するこの記述から知り得ることは、『三國志』から『隋書』までの時代の中国では「東西」「南北」の語句を用いた場合、それは「東辺、西辺」「南辺、北辺」という意味を指したということです。もしくは「東も西も」「南も北も」を意味します。この使用方法に従って、『隋書』倭国伝の「其國境東西五月行南北三月行」の意味を理解すれば、まさしく中国は倭を海に囲まれた縦長の陸地、九州本島であったと認識していることは疑えません。

なお、これに関連して古賀達也氏が「古田史学会報」11号（1995年12月25日）の“『隋書』舩牟羅国記事についての試論”において同様の理解を述べられていることに先日気がつきました。私が中国史書の事例から考察したのに対し、古賀氏は『釈日本紀』の記述からの考察でありアプローチは異なりますが、舩牟羅国の「東西」「南北」が「東辺、西辺」「南辺、北辺」であると示されています。同じ古田史学の中に先行者がおられたことをたいへん心強く思います。

関係部分を抜き出すと次のとおりです。

(前略)

筑後の国の風土記に曰はく、上妻の縣。縣の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田は、南北各六十丈、東西各四十丈なり。（『釈日本紀』）

石人石馬で有名な磐井の墓、岩戸山古墳についての記事だ。ここでは墓の大きさを「南北各六十丈、東西各四十丈」と記されているが、南北間の距離が六十丈、東西間が四十丈という意味ではなく、墓の南辺と北辺が各六十丈、東辺と西辺が各四十丈という意味である。そう読みとらなければ現在の岩戸山古墳の形とは縦横の比率があわないのである。

・・・(中略)・・・

この縣風土記の成立を古田武彦氏は六世紀とされ

だが、この時期の倭国には地形表記として東辺西辺と北辺南辺を、「東西各何丈、南北各何丈」とする表記方法が存在したことがわかる。とすると先の舩牟羅国の場合も倭国と同様の表記方法で述べられた、あるいは記されたものが、中国側の史官が自国の表記方法(東西間の距離、南北間の距離)と同じと誤解し、縦横逆の表記となったのではあるまいか。なぜなら、舩牟羅国への距離が海行三月と記されていることなどから、隋の使者は舩牟羅国へは行っておらず、百済側の情報に基づいて舩牟羅国記事を書いたと考えざるを得ないからだ。

こうした理解が正しければ、倭国伝の国境記事「東西五月行、南北三月行」の読解にも同様の影響を及ぼす可能性があるのだが、稿を改めて論じたい。

(後略)

(「古田史学会報」11号、7頁)

ただ、古賀氏のこの論考の中で疑問とするところがあります。古賀氏は、「東辺、西辺」「南辺、北辺」の意味を「東西」「南北」と表記する方法について、倭国の表記方法とされますが、『三國志』魏志韓伝の「韓在帶方之南、東西以海爲限」の「東西」も「東辺、西辺」であって、同様の表記方法です。また『隋書』百済伝の舩牟羅国に関する「東西」「南北」も同様です。これを鑑みると、「東辺、西辺」「南辺、北辺」を「東西」「南北」と表記する方法については、倭国のみならず朝鮮半島での表記方法でもあったと考えられます。あるいは次の『三國志』魏志東沃沮伝の例があることから東夷の表記方法であったとも考えられます。

4 『三國志』魏志東沃沮伝の「南北」

『三國志』魏志烏丸鮮卑東夷伝において、倭人伝以外の「東西」「南北」の事例を調べると、「南北」の事例が1例だけありました。

東沃沮伝における「南北」に関する記述は次のとおりです。

母丘儉討句麗 句麗王宮奔沃沮 遂進師擊之沃沮 邑落皆破之 斬獲首虜三千餘級 宮奔北沃沮

北沃沮一名置溝婁 去南沃沮八百餘里 **其俗南北皆同 與挹婁接**

母丘儉は句麗を討ち、句麗王の宮は沃沮

に奔るが遂に師を進め之を撃つ。沃沮の邑落皆之に破られ、首虜三千餘級、斬獲され、宮は北沃沮に奔り逃げた。北沃沮の一名は置溝婁という。南沃沮を去ること八百餘里、其の俗は南北皆同じ、挹婁と接す。

句麗王の宮は、魏の武将である母丘儉に追われて、北沃沮に逃れました。北沃沮は南沃沮と八百里離れているものの、その俗は、南も北も同じであると記述されます。ここで使われている「南北」は、「南も北も」という意味で使われています。もうすこし言葉を足していうならば「東沃沮の俗は、南の沃沮も北の沃沮も皆同じ」という意味です。つまりこの東沃沮伝における「南北」の語句の使い方は、「南も北も」の意味であって、決して南から北までの間を指す意味としては使われていないことがわかります。

5 『旧唐書』百済伝の「東西」

「東西」の語句の事例をもう1例あげます。『旧唐書』百済伝に、次のような記述があります。

東北至新羅 西渡海至越州 南渡海至倭國 北渡海至高麗 **其王所居有東西兩城**

東北、新羅に至り、西に海を渡ると越州に至り、南に海を渡ると倭国に至り、北に海を渡ると高麗に至る。其の王、居する所、東西に二つの城あり。(読み下しは筆者による)

ここで使われている「東西」は、明らかに東から西までの間に二つの城があるという意味ではありません。東にも城があり西にも城があり東西の城を合わせて両城と記述されます。すなわち「東西」は「東にも西にも」それぞれ城があるという意味です。

したがって、前述の東沃沮伝の例からも、この『旧唐書』百済伝の例からも、ともに『隋書』倭国伝の「東西五月行南北三月」が、決して、東から西までの間の距離や南から北までの間の距離を示していない。この私の主張を支持するものと考えます。

『隋書』のみならず、『三國志』魏志東沃沮伝や『旧唐書』百済伝においても「東西」や「南北」の語句の使われ方が同様の使われ方であつ

たことは重要であると考えています。

6 『隋書』百済伝における海行三月の概念

『隋書』百済伝の記述に、

「其南海行三月有耽牟羅國」

とあります。すなわち百済から済州島まで海行三月と記述されており、それは九州の南や北の境界の長さによく合致することについても先の拙稿で示しました。

しかしながら、百済から済州島までを三月行の距離とするのはあり得ないという意見が一般的のように思います。というのも三月行は三ヶ月かかる距離だから、こんなに短い距離であるはずがないという理由です。しかし、私は書かれたことをまず先入観なくありのままに受け取らなければならないと思います。当時はこの距離を的確に表記したと考えます。そしてその「海行三月」が倭の南辺、北辺と同じ距離「三月行」であることを同じ『隋書』の倭国伝で記述されているのですから、これは重視すべきであると認めなければならないでしょう。

<図2>



図2で具体的に示します。

泗泚から済州島までの直線距離は300キロメートルですが、海行三月と記述されますので、航路と考えられます。そこで海行三月を群山飛鷹港から済州港までの航路で代用すると32

0キロメートルであり、これが海行三月の距離とほぼ合致しているものと考えられます。

一方、九州の縦横の距離はどのように測るのが適切であるのかわかりませんが、出発地と目的地を指定すると最適な経路を探索して実際にかかる距離などを表示するNAVITIME (<http://www.navitime.co.jp/>)を利用して調べることとしました。このNAVITIMEは電車や自動車で行く際にあらかじめどのルートでどの程度の時間がかかるか調べるのによく利用されているWEB上の総合ナビゲーションサービスです。

「南北三月行」を九州の最東端から最西端までの横断距離と同等として、九州最東端の地である鶴御崎と九州最西端の地である佐世保市神崎鼻を入力して、その距離を調べると、320キロメートル（車一般道）です。ということは、「南北三月行」を九州の横断距離にあてた場合、「海行三月」の320キロメートルにぴったり一致するという事です。「南北三月行」は九州の横断距離すなわち「南辺、北辺」の距離によく合っていると考えてよいでしょう。

また、「東西五月行」については、九州最北端の妙見崎の遠見ヶ鼻と最南端の佐多岬の距離と同等として、同様にNAVITIMEで調べると、440キロメートル（車一般道）です。「五月行」は「三月行」の5/3に比例するとして計算すれば、 $320 \times 5 / 3 = 530$ キロメートル程度と想定されます。NAVITIMEによる九州の縦断距離440キロメートルは、この530キロメートルの83パーセントの長さにあたり、その差は2割以内であるので、おおむね合っていると いえましょう。

こうした状況から考えると、『隋書』倭国伝の国境記事は、九州本島の大きさを表現したものと考えると間違いないと私は思います。

7 『唐會要』の概念

『隋書』百済伝の「海行三月」について『唐會要』では「五日行」と記述されます。

『唐會要』耽羅伝には次のようにあります。

**耽羅在新羅武州海上居山島上 周迴並接於海
北去百済可五日行**

耽羅は新羅武州の海上、山島の上にあります。周り

を廻るに並めて海に接す。北に去ること百済まで五日行ばかりなり。(読み下しは筆者)

『唐會要』は636年編纂の『隋書』列伝より、かなり新しく961年に完成したものです。百済から耽羅(済州島)までを「五日行」とする記述は「海行三月」より現在の常識や感覚に近いように思われます。だからといって『隋書』百済伝の記述が誇大であると考えたり、間違っていると安易に修正してはなりません。三月行を三ヶ月かかる距離であるから日本列島を覆うほどの距離であると勝手に解釈してはならないと思います。時代を経るにつれ『唐會要』の時代には、百済から耽羅までの距離をこのように認識され、書き改められたわけです。

常識や感覚に囚われるのではなく『隋書』の記述そのものを注視することが大切です。特に『隋書』百済伝の「海行三月」は、同じ『隋書』にある倭国伝の「南北三月行」と同じ距離を示しています。『隋書』の三月行は、百済から済州島までの距離と同じ距離なのです。この点に特段の注意が必要です。勝手な想像は禁物です。

『隋書』倭国伝の「南北三月行」の「南北」は、中国史書の事例から「南辺、北辺」であったように、「三月行」についても当時の表記方法や語句の使い方を基本にして、『隋書』の記述を理解しなければなりません。

中国史書の記述方法に従えば、『隋書』倭国伝の「其國境東西五月行南北三月行各至於海」は、倭の国境は東辺、西辺が五月行(520キロメートル程度)で、南辺、北辺が三月行(320キロメートル程度)の縦長の区域を表現しており、さらに東西南北が海に囲まれた一塊の陸地を表していますので、それは縦長の九州本島の大きさにほぼ合致しており、倭国伝の国境記事は九州本島を指していると考えます。私はそのようにしか読めないと思います。

三世紀では、『三國志』魏志倭人伝に「女王國東渡海千餘里、復有國、皆倭種、又有侏儒國在其南」とあります。同倭人伝では、九州の東にも倭種がいるとともに倭種の国が存在することを承知しています。そうした理解の上で“倭が九州である”という認識が『隋書』倭国伝に引き継がれ記述されていると考えます。

8 「九州年号」に関連して

古賀達也氏は『「九州年号」の研究』(2012年1月10日、ミネルヴァ書房)の中の論考「法興年号の一視点」の94ページから95ページにかけて、倭国の支配領域について次のように記されます。

『隋書』倭国伝に倭国の領域が次の様に記されている。

夷人里数を知らず、但々計るに日を以てす。其の国境は東西五月行、南北三月行にして、各々海に至る。

倭国は筑紫を起点として東西五月行南北三月行とされており、どう控え目に見ても伊予国がその領域内に含まれていることは疑えない。とすれば法興年号の発布者は倭国王タリシホコ、その人以外にありえない。『隋書』倭国伝の記述を信じれば、法興は九州王朝の年号となる。

これまで、私が述べてきたように「東西五月行南北三月行」は縦長の九州本島のことでありとすれば、「どう控え目に見ても伊予国がその領域内に含まれていることは疑えない」とする思考過程は成り立たないと思います。また、この言は「各至於海」の東西南北が海に至る記述を無視したものとなっています。伊予国は倭国の国境の外にあり領域内ではありません。

ただ、この『「九州年号」の研究』の記述は、もともと「古田史学会報」4号(1994年12月26日)に掲載されたものであり、先に紹介したとおり、古賀氏は同会報11号において、「東西五月行南北三月行」は縦長の区域と読解する可能性について言及されておられます。

「九州年号」は六世紀初めから八世紀初めまで青森から鹿児島までの範囲で見つかっていません。それはとりもなおさず、本国である九州を除く地域は、倭国の支配を受けている国々、つまり属国であったので、倭国の年号を使っていたものと理解します。従って、これまで私が述べたことは、法興が九州王朝の年号であることを否定するものではありません。

つまり、伊予国も倭国の支配が及ぶところであったという点については、古賀氏の考えに全く同感です。

9 倭の領地

三世紀の倭は、古田武彦氏が『失われた九州王朝』（1973、朝日新聞社、復刊：2011ミネルヴァ書房）で示されたとおりに、九州北部から朝鮮半島南部にまたがる海峡国家でしたが、五世紀の倭の五王の時代には、『宋書』倭国伝に武を

「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王」

に除したとあるように、朝鮮半島の新羅をも配下に置いたことを中国側が認めていたとわかります。この場合、新羅は倭とは別の国として書かれているので倭の領地、つまり倭地ではありませんが、倭の支配下にあったということになるでしょう。また『宋書』倭国伝には「東征毛人五十五國」と記述されるものの、倭の領域が具体的に示されていませんので、『宋書』では本州の一部が倭地であったかどうかは判断できないとすべきでしょう。「東征毛人五十五國」の記述から本州は倭地であるとするのは想像でしかありません。六世紀になると、各地の寺社縁起などに「九州年号」が見られます。その分布は九州地方に濃密にあることを考えあわせると、『隋書』倭国伝にあるように七世紀の初め頃まで、九州本島が倭(倭)地であって九州以外の国々は倭の属国という位置づけになると思います。そして、七世紀の時代には『旧唐書』倭国伝にあるとおり、九州本島とともにその周りの四面にある小島の五十余国も倭の附属になったとされますので、次第に倭地が拡大している状況が読み取れます。

東西五月行南北三月行 世與中國通 其國居無城郭以木為柵以草為屋 四面小島五十餘國皆附屬為
（『旧唐書』倭国伝）

『旧唐書』倭国伝の記事は、貞観二十二年、西暦648年で終わっていますので、七世紀の前半まで、九州とその周辺の小島が倭地であったと考えられます。このとき倭の属国であった本州・四国の国々について、唐の侵攻に備えるため、評制の施行や難波副都の整備を行い、七世紀の後半には、倭が近畿地方を始め本州まで領地に取り込んで対唐の体制を整えたと思われ

ます。

なお、評制は、法隆寺の観音菩薩立像の台座に刻まれた「笠評君」の銘文から、651年以前に施行されたものと考えられます。（「東海の古代」136号の拙稿「法隆寺観音菩薩立像台座の銘文について」を参照のこと）

その後、『旧唐書』日本国伝にあるように、属国であった日本国が倭国の地を併せます。白村江の戦いでの倭の敗戦以降は倭都、太宰府は唐に占領されていると考えられますので、難波副都の地が「日本」の都になっていったということになるのでしょうか。そして八世紀初めまで続いた「九州年号」は大長九年で終わり、名実ともに倭は日本に取って代わられたのだと思います。

『旧唐書』日本国伝では、日本の領地について次のように記します。

又云 其國界東西南北各數千里 西界南界咸至大海 東界北界有大山為限 山外即毛人之國

また云う、其の國の界、東西南北各々數千里あり、西界南界は咸な大海に至り、東界北界は大山ありて限りとなし、山外は即ち毛人の國なり、と。

東西南北が各々數千里とあります。古田武彦氏や安本美典氏は「數」を四程度とされますので、これに従うと縦横四千里程度の区域となります。日本国の西界と南界は大海に至ることから、西は日本海、南は太平洋を指し、東界と北界は大山で限りとなすことから、日本アルプスとそれに連なる山々を指すと思われる。つまり、本州の一部の領域が表現されていると思います。日本国伝には、長安三年（703年）以降、元和元年（806年）までの年号が記述され、8世紀は日本国の時代といえます。

これに対し『旧唐書』倭国伝には

「其國境東西五月行南北三月行各至於海……四面小島五十餘國皆附屬為」

と記述され、全く表現が異なっています。日本国伝の記述は、倭国が本州や四国を含まないとは全く対照的です。

以上のとおり、少なくとも中国の史書、中国の目には、7世紀前半までの倭国は九州が主体

であるように理解されていたということです。たとえ、倭の立場からすると本州・四国まで含んで実質的に支配していたと自認していたとしても、中国史書の記述からは、倭地が本州まで含んでいるとは決して認識されていないのです。そして七世紀の後半に倭地が大きく変動したことが『旧唐書』倭国伝・日本国伝の記事の合間から読み取ることができます。

そもそも『旧唐書』東夷伝を眺めれば、高麗は「東西三千一百里、南北二千里」、新羅國は「東西千里、南北二千里」など国の大きさをそれぞれの冒頭に記述されています。こうした記述方法に従えば、唐が倭国をどのように認識していたかは「其國境東西五月行南北三月行各至於海」に明確に示されていると考える必要があるでしょう。複雑な記述であるとは思えません。私にはむしろ国の大きさや領域がわかりやすく簡潔に示されていると、そのように思えるのです。

高天原を巡って(4)

名古屋市 加藤勝美

13 『日本書紀』の記す高天原

前回まで『古事記』に見える「高天原」を見てきた。そのまとめを行う前に、『日本書紀』の記す「高天原」を見ておこう。といっても、本文に高天原なる用語はたった2カ所しか出てこない。このうち、最終の巻（第30巻）に登場する「高天原広野姫天皇」は持統天皇の諱なので、実質的には1カ所のみである。素戔嗚尊（すさのおのみこと）が根國に赴くにあたって父神の伊弉諾命（いざなぎのみこと）に申し出る場面に使用されている。先ず原文を示すと次の通りである。

於是素戔嗚尊請曰 吾今奉教將就根國 故欲暫
向高天原與姉相見而 後永退矣
勅許之 乃昇詣之於天也

（岩波文庫『日本書紀』一 437頁）

読み下し文だが、『古事記』とは異なって「日本書紀（一）」（岩波文庫。以下、『日本書紀』にかかる読み下し文は特に断らない限り同文庫本による。）を用いさせていただく。

ここに、素戔嗚尊請して曰さく、
「吾、今、教を奉りて、根國に就り
なむとす。故、暫く高天原に向でて、
姉と相見えて、後に永に退りなむと欲
ふ」
とまうす。「許す」と勅ふ。乃ち天に昇り詣づ。

（岩波文庫『日本書紀』一 60頁）

ここは「高天原に行つて姉の天照大神に会いたい」というだけのことなので、何でもない一文に見える。が、私は意外に重要なカ所ではないかと思う。この一文以外に本文には高天原は一切出てこない。したがって天照大神が高天原なる地にいるか否か全く不明なのである。この一文によって天照大神は高天原の女王であることが明示されている。これによって、以降に語られる、素戔嗚尊と天照大神との対決、天照大

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「高天原を巡って」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 基本姿勢
- 3 高天原の候補地
- 4 『古事記』の示す高天原 その1
- 5 『古事記』の示す高天原 その2
- 6 『古事記』の記す高天原 その3
- 7 『古事記』の記す高天原 その4
- 8 『古事記』の記す高天原 その5
・・・神話の展開
- 9 『古事記』の記す高天原 その6
・・・大国主命
- 10 『古事記』の記す高天原 その7
・・・國譲り
- 11 『古事記』の記す高天原 その8
・・・天孫降臨1
- 12 『古事記』の記す高天原 その9
・・・天孫降臨2

神の天石窟あまのいはやごもり、神々の天安河辺あまのやすのかはらへの参集、天鈿女命あまのうすめのみことの舞等々の舞台が高天原に相違ないことが分かる。この意味で「高天原に行って姉の天照大神に会いたい」という一句は大変重要な意味をもっていることが分かる。

ところが、ここに不可解な記述が出現する。天照大神は『古事記』と同様、素戔嗚尊の乱暴に怒って磐戸いはとを閉ざし天石窟に籠もってしまうが、天鈿女命の舞によって神々が笑い外が騒がしくなる。その際怪訝に思う天照大神の思いが記されている。読み下し文によって紹介すると次のとおりである。

われ 此この、石窟いはやに閉り居り。謂ふに、当に、豊葦原こも中國をは、必おもず為長夜まさくらむ。云何ぞ天鈿女命とよあし此如嚙はらなかつこく樂かならくや

(岩波文庫『日本書紀』一 76頁)

なんとここには高天原ではなく、豊葦原中國とあるのだ。天照大神を始め八百万の神々は高天原に住み、そこの河原に参集している筈なのに……。解釈は色々可能かも知れない。たとえば、「高天原は天空のことだから、天照大神が籠もれば天空が暗くなるのは当然、記すまでもない。だから豊葦原中國のことだけ記した。」というふうに……。

が、神々が参集している高天原のことに全く言及しないで、いきなり豊葦原中國が飛び出してくるのはいかにも不自然である。そもそもこの段階では豊葦原中國がどこでどんな所か全く分かっていない。やはり、『古事記』のように、せいぜい高天原に連動して葦原中國も明るくなった、という記し方が自然である。高天原を単に「天空」と解釈すると、河原だの長鳴鳥だの天石窟だの天鈿女命の舞だのは何の意味も持たなくなってしまう。

やはり『日本書紀』のいきなり豊葦原中國を出す書き方は不自然きわまりない。『古事記』にはあれだけ多く記されていた高天原が一カ所を除いて全く記載されていないのは、『日本書紀』編纂の作為を感じざるを得ない。

この問題は後回しにして先を急ごう。

『日本書紀』には一書あるふみにいわく日という形で本文以外に多くの異伝承が記されている。この中に

数カ所高天原が登場している。が、表現は『古事記』と大きく差異がなく、問題点は『古事記』に内包していると見ていいので、その紹介は略して差し支えあるまい。

また、「先代旧事本紀せんだいくじほんぎ」にも高天原は少なからず登場するが、同書の高天原関連の記述は『古事記』の引用文が多く、基本的に問題点は『古事記』と同様とみなしてよかろう。たとえば、一例だけ紹介すると、巻6に、天孫邇邇藝命を降臨させるとき、

「一柱の神が天の八街やちまたにいて、上は高天原、下は葦原中國を照らしている。」

という記述がある。が、これは『古事記』とほぼ同様であること、取り上げた前回を見ていただければ肯首されよう。

14 高天原を巡る問題点

以上長々と述べてきたが『古事記』等に記された文献上の高天原は必ずしも一定の概念なり場所を示しているとはいえない。むしろその高天原像は漠然としていたり、矛盾を含んだりしていて問題が少なくない。そこで、これまで述べてきた高天原像（といっても大部分が『古事記』に記されたものであるが）について要約を兼ねながら整理しておこう。

第一は、天地がまだ分かれて間もない頃すでに高天原があったとするもの。この高天原は天地が原初の状態からあったというのであるから、全宇宙というのとほぼ同一で、いわば無国籍用語に等しい。この点を強調して高天原を論じれば、全く制約がなくなり、論者の意志で自由自在に論じられてしまう。

第二は、高天原は第一よりやや範囲が狭まる。高天原は全宇宙ではなく、天照大御神、月讀命、建速須佐之男命の三神が分治する世界の内の一つである。しかもこの3神の父母（伊邪那伎命と伊邪那美命）が生んだ島々は日本列島だけなので、当然高天原は日本列島内のこととして記されている。

第三の高天原はさらにぐっと範囲が狭まる。峡谷だの草原だの険しい山岳だのではない。洞窟があり、川が流れており、あちこちに鶏が飼われ、近くに天香久山がある所として描かれている。少なくとも、高天原とは別に葦原中國と

いう國が存在している、そういう所として高天原は描かれている。

第四に、高天原はさらに特定された地域として認識されている。出雲ないしその近辺に存在する地域としての高天原である。建速須佐之男命もその御子の大国主命も高天原から出雲に降ったと記されている。大国主命は父の許を訪ねるのだが、大国主命は出雲にいて同じ出雲の父を訪ねるというのであるから、高天原は出雲のどこかということになる。

第五に、高天原は再び一気に拡大する。大国主命の國譲りの場面で建御雷神が交渉に当たるが、同神は鹿島神宮の祭神である。さらに建御雷神は諏訪にまで出かけて大国主命の第二の御子建御名方神と交渉に及ぶが、建御名方神は諏訪大社の祭神である。高天原ないし葦原中國の治める地は、出雲から一気に茨城や長野まで拡大したと云わぬばかりの『古事記』の記し方なのだ。

第六に、高天原は再度小地域に縮小する。天孫邇邇藝命を葦原中國に赴かせようとする場面では、高天原も葦原中國も暗闇でそのままでは行くことができない。そこで猿田毘古神が明かりをかざしながら案内に立つのである。此の図を現実の地域に当てはめて理解しようとする、相互に近い隣同士の集落としか考えられない。すぐ近くだからこそ真夜中に出かけられるのだから・・・。

第七に、実際に邇邇藝命が天降るのは九州の日向だと書かれている。大国主命物語が長々と出雲内に限定されていたのが、突如九州の日向が出てくる。これには『古事記』の編著者太安万侶も困ったものとみえ、高天原は空中のこととして扱っている。

以上、『古事記』の認識している高天原はあまりにも幅が広く、それだけに浮かぶ疑問も多く、このままではどう理解していいのかお手上げである。

そこで、どうしても私自身の見解を述べるよう迫られる。その準備は整ったので、次回（な

いし次々回にわたるかもしれないが）に私の見解を披露したいと思う。

明治時代の「二倍年曆」論

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

「二倍年曆」説の沿革を調べると、明治時代にウィリアム・ブラムゼン*1 が述べたのが初めのものである。その経過は、安本美典氏が『邪馬台国ハンドブック』*2 で、次のように述べている。

「一年二歳論」は、古代の日本には、六カ月をもって一年とし、一年を二歳とする数え方があったであろうとする説である。

もっとも早くは、明治十三（一八八〇）年に、ウィリアム・ブラムゼン(William Bramsen)が、『日本年代表(Japanese Chronological Table)』をあらわし、その序説において述べた。

ブラムゼンは、つぎのようにいう。

- (1) 神武天皇から仁徳天皇にいたる十七代の天皇の寿命は、いちじるしく長くなっている。この十七代の平均寿命は、百九歳である。
- (2) 履中天皇以後は、にわかに、寿命が短くなり、普通の人々の年齢になっている。履中天皇以後十七代の平均寿命は、六十一歳である。
- (3) 以上のようなことがおきたのは、はじめの十七代においては、後世に普通に用いられたものと異なる曆が用いられていたためでもあろう。すなわち、冬至と夏至の間、または、春分秋分をもって、一年と数えるような曆によったのでなからうか。

このブラムゼンの研究は、イギリス公使館の、ウィリアム・ジョージ・アストン(William George Aston)の「日本上古史」(『文』第一巻、第十四号、第十五号。明治二十一[一八八八]年十月十三日、二十日)の中でも紹介されている。

(『邪馬台国ハンドブック』278頁)

*1 ウィリアム・ブラムゼン：デンマーク人、日本名「撫蘭仙」、1850～1881年

*2 『邪馬台国ハンドブック』：安本美典著、昭和62(1987)年3月、講談社

このうち、ウィリアム・ジョージ・アストン「日本上古史」を掲載している『文』の複写を入手したので、紹介する。別添『『日本上古史』講演要旨』参照。

『文』に掲載されたものは、ウィリアム・ジョージ・アストンが亜細亜協会に於いて講演(明治20(1887)年12月)した講演録を、同協会報告書(第16巻第1編)に登載され、その大要を『文』に掲載されたものである。

アストンは、「日本上古史」でブラムゼンの論説を次のように述べている。

然れども、故人ブラムゼン氏若シ此ノ文ヲ知りタラシナラバ其ノ日本人ハ仁徳天皇ノ御代マデ春秋二分ノ間二年ヲ數え、六ヶ月ヲ以テ一年トシタリ云フ説ノ一ノ徴據トシタルナラン。

(『文』第1巻第十五号、218頁)

ただし、アストンは

又魏略曰其俗不知正歳四節、但記春耕秋收爲年紀トアルヲ引キテ、(其ノ註ニ曰ク、此ノ文ノ意詳ナラズ。単ニ日本人ハ春分又ハ秋分ヲリ年ヲ數ヘテ、新年ヨリ教ヘズト云フ意ニテ、六ヶ月ヲ以テ一年トナスト云フ意味ヲ含ムニ非ザルガ如シ。他ノ記者ハ倭人秋ヨリ秋二年ヲ數フト云ヘリ。(晋書ニ計秋收之時以爲年紀トアル是レヲ云フカ。)

(『文』第1巻第十五号、218頁)

と述べて、懐疑的である。

『隋書』倭國伝の竹島について

その2

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

先の拙稿“『隋書』倭國伝の竹島について”で、『隋書』倭國伝の竹島について、次の3カ所を示したところですが、朝鮮半島西南部にはさらに多くの竹島がありましたので報告します。

- ① 全羅南道 靈光郡 落月面 竹島里・竹島
チヨルラナムド ヨングァングン ナゴルミヨン チュツトリ チュクド
- ② 全羅南道 珍島郡 鳥島面 上竹島
チヨルラナムド チンドグン チヨドミヨン ウェチュクド
- ③ 全羅南道 珍島郡 鳥島面 孟骨島里 竹島灯台
チヨルラナムド チンドグン チヨドミヨン メンゴルトリ

2 朝鮮半島南岸部西辺の竹島

次の表は、WEBのコネスト韓国地図で「竹島 全羅北道」と「竹島 全羅南道」のワードで検索し、ヒットしたもののうち、島・山・村名・地形を抜き出したものです。

竹島の名称が付いた島・山・村名・地形

地	名	島名等	
全羅北道	高敞郡	心元面	大竹島 (島)
			小竹島 (島)
全羅南道	海南郡	門内面	竹島 (島)
		順天市	稠谷洞
	高興郡	綿山面	竹島 (地形)
		浦頭面	竹島 (島)
		道化面	竹島 (島)
		東江面	支竹島 (島)
	長興郡	會鎮面	竹島 (島)
	海南郡	北日面	内竹島 (島)
	靈岩郡	西湖面	竹島 (村名)
			竹島 (村名)
	務安郡	海際面	竹島 (島)
靈光郡	塩山面	竹島 (島)	
		落月面	竹島 (島)
珍島郡	鳥島面	上竹島 (島)	
新安郡	新衣面	上竹島 (島)	
		黒山面	上竹島 (島)
		都草面	竹島 (村名)

(コネスト韓国地図<http://map.konest.com/>)

チヨルラナムド チヨルラナムド
 全羅北道では2カ所、全羅南道では20カ所がありました。

朝鮮半島の東の地域にも竹島がありますが、そのほとんどは慶尚北道浦項市北区竹島洞における店や学校などの施設です。

これに対してコネスト韓国地図において「竹島 全羅南道」のワードで検索したところ、図1のとおり全羅南道には数多くの島や村名など

の「竹島」がヒットしました。そして広く分布しています。いずれも古田武彦氏が『邪馬一国の証明』（1980年10月、角川文庫）で主張された珍島周辺の朝鮮半島南岸部西辺です。

図1 (コネスト韓国地図より)



いずれにしても、朝鮮半島南岸部西辺のあたりに数多く散在する竹島は、『隋書』倭国伝にいう竹島が、このあたりに存在したであろうことを大いに推測させます。特に、これらの竹島の中で、先に私が掲げた①の全羅南道靈光郡落月面竹島里・竹島は、「竹島里」の中の「竹島」ですから本命の本命とも言うべきところです。

3 『隋書』倭国伝の東

明年上遣文林郎裴清使於倭國度百濟行至竹島南望舩羅國經都斯麻國迫在大海中又東至一支國又至竹斯國又東至秦王國其人同於華夏以爲夷洲疑不能明也又經十餘國達於海岸自竹斯國以東皆附庸於倭 (『隋書』倭国伝)

明くる年、文林郎の裴清を倭國に使として遣わした。百濟に渡り、竹島に行き、舩羅國を南に望み、都斯麻國を経てはるかに大海の中にある。また、東に一支國を経る。また竹斯國に至る。また東に秦王國に至る。其の人華夏と同じ。以て夷州と為すも疑わしく、明らかにすること能わざるなり。また十餘國を経て海岸に達す。竹斯國より東を以て皆倭に附庸す。

附庸とは、宗主国に従属してその保護と支配を受けている国を指します。従って竹斯國の東にある国々、海岸に達するまでの秦王國と十餘國は皆倭に附庸される国々ですから、倭の属国です。一方で、都斯麻國を経てはるかに大海の中にあるのが倭國です。従って、倭の本国は竹斯國を含むその西の領域ということになります。そして倭國伝の冒頭で倭の領域は、九州本島としてしていますので、竹斯國を始め竹斯國の西の国々とともに属国の秦王國と十餘國は九州本島を含んでおり、ということになります。

「十餘國を経て海岸に達す」における「海岸」は『隋書』倭國伝の冒頭で倭の国境を東西南北各々が海に至ると記述されたからであって、裴清が倭の東の国境まで行ったことを示すための記述でありましょう。



さて『隋書』倭國伝の記述で問題となるのが都斯麻國から一支國に至る方向が東と記述されていることです。地図では、南東になります。南東方向を東と記述しています。『三国志』魏志倭人伝においても魏使の認識が北東を東とするなど方角がややずれていたと考えられますが、倭國伝においても方角がややずれていて、南東の方角を東と認識していたと思われます。

この方角のズレから推測すると、竹斯國から秦王國に至る方角である東については、南東方向ではなかったかと思われます。となれば太宰府から北九州市の方向よりも、日田、大分、別府の方向に秦王國があった可能性が高いのではないかと思います。

須恵器の源流とその発展

知多郡阿久比町 竹内 強

はじめに

日本の焼物の歴史は土器（縄文土器・弥生土器・土師器）、陶質土器（須恵器）、陶器（備前、常滑、信楽、瀬戸などの中世6古窯いわれる焼き物）、磁器（伊万里、九谷、清水など）と発展してきた。

縄文・弥生式土器、土師器の燃焼温度は700～850℃、そして須恵器になると1,100℃以上となります。瞬間的にこの温度を出すことは出来てもこの温度を長時間維持することは、きわめて高度な技術を必要とします。

まず、800℃の燃焼を確保するにはどうするか、通常のたき火の温度が800℃なので縦穴を掘り粘土で形状化し天日で乾燥させた器や壺を並べ上から枯れ葉や木材などを乗せ火を付けこれを一定時間維持することによって土器を焼くことができた。

須恵器はそれまでの土器とは、どのように違うのか。形成段階で遠心力の利用によって回転させるロクロを使用したことにより、より薄く均一な厚さの土器を造ることが出来、大量製作、規格性に富む製品などを可能にした。1,100℃の温度で燃焼を確保するため斜面などを利用した登り窯による燃焼によって、還元焰焼成を可能にした。これらのことがこれまでの土器生産と須恵器の大きな違いであると同時に専門的な工人集団の存在が不可欠となったものとして画期的であった。

陶器になると更に1,200℃以上の温度での燃焼を必要とし、陶磁器は1,350℃以上を確保しなければ成らない。

1. 陶質土器の源流

では、須恵器は日本国内で自然発生的に生産されるようになったのか、通説では古墳時代の中頃以降に朝鮮半島をへて我が国に伝わったと言われている。中村浩は『須恵器』*1で

その系譜をたどっていくと中国で使用されていた灰

陶にいたるといわれている。灰陶は、中国黄河中流域で成立されていた仰韶文化から用いられ、それにつづく龍山文化期に盛行した陶質土器である。須恵器と同じく還元焰焼成によるもので、放射性炭素の年代測定では、紀元前4,400～3,000年位のもと考えられている。とくに龍山文化期ではロクロの使用も認められ、器種も把手付杯、鬲、盂、鬺などがみられるようになる。この年代は、同じく放射性炭素法では、紀元前2,600～2,300年頃とされている。（『須恵器』 4頁）

中国での還元焰焼成の技術はどのようにして獲得したか、当初わたしは、青銅器の溶解技術が陶器の焼成に活用されたと考えたが、中国での青銅器の歴史をみると龍山文化の後期頃青銅器の鑄造が始まったようであり。陶器の焼成技術が逆に活用されたようである。だが、このもんだいの結論はまだ出ていない。今後の発掘調査などの研究結果を待ちたい。

2. 朝鮮半島への伝播

朝鮮半島では、三国時代、高句麗では中国北朝系の文化の影響をうけており、中国北部の楽浪郡さらに遼東郡から見つかる遺物が同じ特徴を持っている。しかし、その編年など不明な点が多く、その研究の大半は今後に残されている。百済については中村浩は次のように述べている。

発掘調査の進展から陶・土器についての研究も活発化している。その成果によれば、先史時代の無文土器の系譜をひく赤褐色軟質土器や、金海式土器の影響のもとに変化していったものと、灰青色硬質土器が高句麗の影響をうけたとみられる黒色磨研土器などがある。それらの土器には、隣接する諸国の影響を受けつつ、また同時に後世の『三国史記』にみられるように仏教受容にあたって南梁に工匠を求めた如く、中国南朝の影響も見逃せないという折衷文化としての性格を存する。

（『須恵器』 5頁）

また、新羅では、高句麗、百済両国の影響のもとに文化を発展展開させている。とくに三国

*1 『須恵器』：中村浩著、考古学ライブラリー5、1980（昭和55）年4月10日、ニューサイエンス社

時代の新羅では、金海式土器の影響下で様々な陶・土器を生み出している。中村浩は

現在、新羅における土器編年は、古墳のそれを中心に行われており、窯跡出土資料のそれではない。最近の金元龍博士（現代アジアの考古学・美術史学者、1922～1993年）の古新羅土器についての区分は、1. 早期(3～4C前)、2. 前期(4C後～5C前) 3. 中期(5C後～6C前)、4. 後期(6C後～7C前)の4区分法が用いられており、わが国へ直接的な影響を与えたと考えられるのは、そのうち早、前、中期のものであろうと考えられる。（『須恵器』6頁）

と述べている。

朝鮮半島では以上の三国意外に洛東江口に広がる伽耶地域がある。任那日本府が置かれた地域で北部九州と密接な関係があったと思われる。この地域には金海貝塚、熊川貝塚、梁山貝塚などの有名な遺跡があり、とくに金海貝塚から発見された金海土器は我が国の須恵器に直接影響を与えたと言われている。

4、5世紀朝鮮半島各地で陶質土器が造られはじめた頃すでにこの地域では金属器とくに鉄器が製造されていた。1,300℃以上の燃焼技術はこの地域の人々は持っていた、中国では青銅器の鑄造の技術よりも早く土器を焼く技術があったが、ここでは逆である。

3、日本に於ける須恵器のはじまり

我が国で陶質土器が生産される以前、多数の土器、陶器が海外からもたらされていたと考えられる。多くの古墳から発見される出土品の中に我が国の須恵器生産に先立ってもたらされた可能性が濃いものがある。生駒山麓の前方後円墳・堂山古墳から把手付椀、高杯、器台など文様や手法が、我が国では見られない異質なものであることがわかり、朝鮮半島からもたらされた可能性が考えられている。このほか、兵庫県姫路市宮山古墳・和歌山県岩橋千塚の出土品など舶載品と考えられる陶質土器がみられる。また、福岡県甘木市池の上墳墓群から大量の舶載とみられる陶質土器が発見されている。名古屋の見晴台遺跡や岐阜県大垣市の遊塚古墳など多

くの遺跡から発見されている。

我が国の考古学界では、土器編年をかなり緻密に行っているが、その絶対年代については明確にされていない。須恵器についてもその例外ではない、そんな中で奈良市内の佐紀遺跡から発見された須恵器と共に発見された板材の年輪年代測定ではAD. 412年と判定された。更に、宇治市街遺跡ではAD. 389年伐採の木材を伴っていた。このことから4世紀末から5世紀初頃に大和地方で須恵器の生産が始められたと考えられている。

4、どのように発展していったのか

朝鮮半島から伝えられた須恵器の生産技術は、大阪府の南に位置する堺市、和泉市などに広がる泉北丘陵に広がる「陶邑窯跡群」からはじまり全国に広がって行ったと定説では考えられている。しかし、最近の発掘の進展は北部九州、東北仙台からもより古い窯跡が発見されてベクトルの方向は単純ではないようである。

4・5世紀の我が国、宋書に出てくる五王の時代である。有名な武の上表文では、「東征毛人五十五國西服衆夷六十六國渡海北九十五國」この王達はどこにいたのかのか、須恵器の古窯跡の研究はこの問題に一つの結論を与えてくれる。

3月例会報告

○ 『日本書紀』年表(神代)一案一

瀬戸市 林 伸禧

前月に報告した『日本書紀』年表1(神代 上・下)一案一を大幅に手直しをした。その結果判明した事項を報告した。

① 年表

- ・原文を十一段に分け、本文・一書(異説)及び訓注(本文・異説)と、3区分した。
- ・本文及び異説(一書)を細分し、各々見出しを付した。

② 判明した事項

- ・本文には、伊弉諾尊が黄泉の国に訪問・脱出及び禊の記事がない。

- ・本文には伊弉諾尊から彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊まで死去した記事（伊弉冉尊は異説に記述されている）がある。ただし、天照大神と高皇産靈尊には死去した記事が無い。
- ・天津彦彦火瓊瓊杵尊・彦火火出見尊及び彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の山稜は「筑紫の日向」である。
- ・本文では、天孫降臨は皇孫降臨で降臨を主導したのは天照大神ではなく、高皇産靈尊である。また、降臨地を案内する猿田彦大神に関する記事がない。
- ・「二倍年曆」を証する記事がある。
- ・異説には、水田耕作・養蚕の誕生譚が記述されている。
- ・本文は天照大神についての記事より、素戔嗚尊についての記事の方が多い。

○ 邪馬壹國への道筋 その2

名古屋市 石田敬一

末廬國から邪馬壹國までの道筋について、古田史学をより確固としたものにしたいの思いから私見を述べた。

- ① 唐津には水田遺跡の菜畑遺跡があり田畑があったはずだが、末廬國の説明記事には浜山海とあり田畑がないことと、可能な限り航行を避けて島伝いに来たことから、古田説のように末廬國を唐津に比定するより呼子が妥当ではないか。
- ② 女王國の東渡海千余里復有國皆倭種の記述の「東」は地図では「東北」であり魏使の認識した方角はやはずれていなかったか。
- ③ 古田説の「道しるべ」読法では説明が苦しくないか。呼子が末廬國であれば、伊都國への距離、東南方向（実は東）が的確に説明できる。
- ④ 「主線・傍線」読法では邪馬壹國が「行+至」がなく主線の例外となってしまうので説明に無理がないか。投馬國、邪馬壹國の基点が不彌國とすると、ともに傍線となってしまう理論が破綻していないか。不彌國基点が邪馬壹國だけなら主線・傍線の区別が不要なので「行」が無くても理解できる。
- ⑤ 投馬國へは里程から水行表記に変わるので、郡が基点ではないか。また投馬國は「自女王

國以北其戸数道里加得略載」の記述から邪馬壹國の北に位置しなければならず不彌國基点で南九州に比定するのは無理がある。さらに不彌國から南には陸地がじゃまをして大きく迂回しないと水行できない。投馬國へは郡を基点とするのがリーズナブルではないか。

○ 景初二年六月倭女王の遣使について

一宮市 竹嶋正雄

「魏志倭人伝」において、景初二年の帯方郡への使者派遣は、景初三年の誤りであるとする説がある。

それは、景初二年の遼東から帯方郡に至る地域では、魏の明帝が大尉司馬懿に対し、遼東郡の公孫淵を討つように命じたことにより戦闘状態であったので、そんな治安情勢に問題がある帯方郡への使者派遣はできなかったはずとする説である。

そこで、公孫淵の討伐に至る経緯を文献より探り、使者派遣ができたか否かを検証して次のように報告した。

- ・184年（中平元年） 黄巾の乱起り、後漢による朝鮮半島の統制が弱まる。
- ・189年（中平6年） 遼東太守公孫度が勢力拡大し楽浪郡を支配下に置き、遼東王と称する。
- ・204年（建安9年） 公孫度の嫡子公孫康が楽浪郡の南半分を分立し、帯方郡とした。
- ・207年（建安12年） 後漢の曹操が河北を統一し、後漢の丞相となる。
公孫康は曹操に恭順し、曹操の推挙により後漢の献帝から左將軍・襄平侯に任ぜられ、帯方郡も後漢の郡に追認された。
- ・216年（建安21年） 曹操は魏王と称す。
- ・220年（建安25年） 曹操の子・曹丕(文帝)が献帝から禅譲され、後漢滅亡する。
遼東郡では公孫康の実弟の公孫恭が継承する
- ・226年（黄初7年） 曹丕死去し、子の曹叡(明帝)が即位した。
- ・228年（太和2年） 公孫康の子・公孫淵が叔父の公孫恭から位を奪い、明帝に承認される。しかし、公孫淵は魏朝に敵対し、呉の孫権との同盟を画策する。

・237年（景初元年） 公孫淵は魏に反旗を翻し、遼東の襄平城で燕王と自称した。これに伴い、帯方郡も楽浪郡と共に燕に属した。

上述のように、帯方郡は公孫康が204年に分立して以来、一貫して公孫氏の所属していたようであり、韓や倭からの朝貢も公孫氏が受け取り、後漢や魏に渡さず、自分のものとしていたと思われる。

その状況下で、公孫淵が燕王と称したことに激怒した魏王・明帝は景初二年正月に大尉司馬懿に遼東討伐の詔勅を与えた。この詔勅以降の動きを「魏志・明帝紀」より探ると

・238年（景初2年）

正月 大尉司馬宣王（懿）に詔して、衆を帥いて遼東を討つ

六月 軍が遼東に到着。公孫淵は歩兵・騎兵数万を遼隧に駐屯させる

司馬宣王は將軍胡遵らを遣わし、之を撃破し襄平をめざした

八月 司馬宣王は公孫淵を囲み、襄平に之を大破して、淵の首を京都に伝へ、海東の諸郡、平になる

十二月 明帝は疾の寝につき、^{よろこば}豫しくない

・239年（景初3年）

正月 丁亥朔の日、遼東から帰還した大尉司馬宣王に、幼帝（曹芳）の補佐を託した。その日、明帝は嘉福殿で崩御した。享年36歳。

明帝紀によれば、景初二年六月に司馬懿が遼東に到着し戦闘が開始されたが、楽浪郡と帯方郡も戦闘中であつたのだろうか。「魏志・韓伝」に次の記事がある。

「景初中、明帝は密かに帯方太守劉昕と楽浪太守于嗣とを遣わし、海を越えて二郡を平定させた。諸韓国の臣智は邑君の印綬を、其次の者には邑長を加賜された」

この記事には、景初中とあるだけで年月がはっきりしないが、二年正月から五月末までの間のことが記させたものと考ええる。

つまり、勅命を受けた魏の大尉司馬懿は、まずは遼東への援軍を断つために、楽浪郡と帯方郡を押さえる作戦に出て、二郡を平定したので

ある。この作戦は勅命を受けた直後から実行され、遅くとも三月末までに完了したのであろう。

そして、帯方郡には魏朝から新役人の太守劉夏らが到着し、五月末までには平穩を取り戻していたと思われる。この平穩を取り戻していた帯方郡へ倭国は、公孫氏が支配していた時と同様に、例年ように「男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈」の献上品を持たせて、難升米、都市牛利らを派遣してきたのである。

ところが、新体制の帯方郡役所は、魏朝への朝貢と受け取り、早速本国に報告し、倭国使者の入朝許可を得るため使者を送った。難升米らは思いがけなく帯方郡役所に留め置かれることになった。そして、この入朝までの間に、新任郡役人らは、倭国に興味を持ち、倭の使者たちに倭国の様子などを色々と聴取して、記録したのである。それが「魏志倭人伝」の基礎資料の一つになったものと考ええる。

このように、景初二年六月の帯方郡への派遣はできたのであり、又、この時の献上品が数少ない内容であったのは帯方郡への貢献であり、魏朝への貢献でなかったからである。

○ 倭国と日本国号

名古屋市 佐藤章司

『旧唐書』には、倭国と日本国の書き分けられ、倭国は

「四面に小島、五十余国あり、皆これに附属する。」

（『旧唐書倭国伝』）

との記述の四面とは、筑紫国・肥国・豊国・熊襲國であり、小島とは対馬・壱岐の島々であり、五十余国とは『宋書』倭国武の上表文でいう「東、毛人を征すること五十五国」と同等ののエリアであろう。すなわち、大雑把に言えば中国、四国地方の領域であると述べた。

他方、日本国は越後及び関東を含んでいない。東西南北各々数千里とは、短里で5～6千里であろうと、地図上に落とし込んで説明した。

これらの地形上や領域上の違いのほか、時間的にも違いを示しているのだが、岩波文庫『旧唐書倭国日本伝 宋史日本伝 元史日本伝』（石原道博編訳本）では、解説で『新唐書』を

『旧唐書』より数十年後にできただけであり、倭国と日本を併記するような不体裁な

こともなく、……」

(岩波文庫『旧唐書倭国日本伝 他』16頁)と述べて、『旧唐書』を切り捨てて振り返ることがないのは「倭王武=雄略」の自縛があるためである。と述べた。

TOPICS

ホームページのトップページ更新

2006年2月に「古田史学の会・東海」のホームページを立ち上げたときから、6年間、写真家 荒谷良一様の写真を使用させていただいておりました。このたび本会のホームページを更新するに際し、引き続き荒谷様のご厚意でギャラリー「いつか見た日本」から表紙の写真を使用させていただきました。

(荒谷様のHP <http://aratani-photo.com/>)



© Ryoichi Aratani

(ホームページ担当 石田記)

4月例会予定

日時：4月 8日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

5月例会：5月13日(日)名古屋市市政資料館

6月例会：6月10日(日)名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、5月・6月とも、**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

会員募集

平成24(2012)年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特典：・例会参加料無料(例会欠席時は、例会資料を送付)

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集(古代への碑)の配布

振込先：ゆうちょ銀行

・口座：〔名前〕古田史学の会・東海 〔記号〕12110 〔番号〕12993951

・他金融機関からの振込の場合 〔店名〕二一八(読み 二イチハチ)

〔店番〕218 〔預金種目〕普通預金 〔口座番号〕1299395